

本町でも森林経営管理制度が始まります

「森林経営管理制度」は、今まで自分で下草刈りや間伐などの管理をすることが難しかった森林について、所有する方が希望すれば、市町村が代わりに管理を行う（管理の委託を受ける）ことができる制度です。

町では、手入れができていなかった山林をお持ちの方に、「所有する森林をこれからどのように経営・管理していきたいか」ということをお聞きする意向調査を、令和2年度から全町で順次行っていきます。

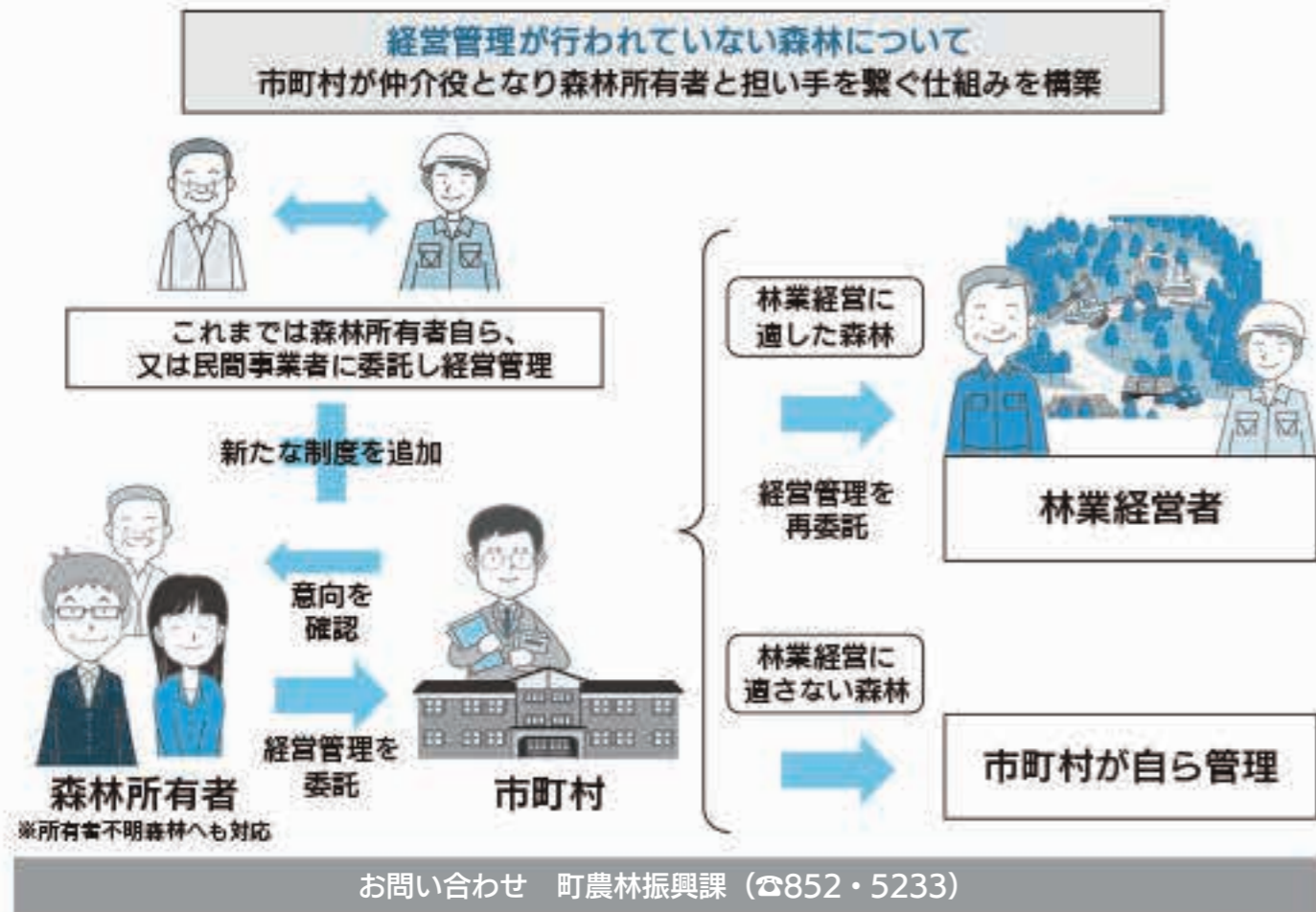
町に森林の管理を任せたい方は、これからの方針につ

いて話し合ったうえで、森林の経営や管理を委託する手続きを行っていくことになります。委託を受けた森林は、林業経営者に管理を再委託したり、町が自ら管理したりしていきます。

もちろん、今までと同じように、町に任せずに自分で管理したり、民間の事業者へ委託したりすることもできます。

制度に関するご相談やお問い合わせは、町農林振興課までお気軽にお寄せください。

●森林経営管理制度のイメージ（林野庁ホームページから引用）



7月からレジ袋の有料化が始まります

7月1日から、全国でレジ袋（プラスチック製買物袋）の有料化が始まります。

これは、普段何気なくもらっているレジ袋を有料化することで、それが本当に必要かを考えていただき、私たちのライフスタイルを見直すきっかけとすることを目的としています。

プラスチックは、非常に便利な素材で、成形しやすく、軽くて丈夫で密閉性も高いため、製品の軽量化や食品ロスの削減など、あらゆる分野で私たちの生活に貢献しています。一方で、廃棄物・資源制約、海洋プラスチック

ごみ、地球温暖化などの課題もあるため、プラスチックの過剰な使用を抑制し、賢く利用していく必要があります。

レジ袋有料化をきっかけに自身のライフスタイルを見つめ直し、エコバッグを持ち歩く等、できるところからプラスチックを賢く使う工夫をしてみましょう。

▶レジ袋有料化に関するお問い合わせ先

☎0570・080180（消費者向け）

☎0570・000930（事業者向け）

※制度詳細は右のQRコードからご覧ください。



各種相談窓口等のご案内

新型コロナウイルス感染症に関する各種相談窓口などを掲載しています。
その他については、町ホームページをご覧ください。

持続化給付金相談窓口

中小企業や個人事業主に対して、最大で200万円を給付します。農林漁業を営む法人も対象となります。

▶お問い合わせ先 持続化給付金事業コールセンター

☎0570・115・570

（受付時間 午前8時30分～午後7時）

※平日、休日とも対応。

受診・相談窓口

新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談や以下の症状がある方は、相談窓口へご連絡ください。

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい方^(*)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合
※高齢者、基礎疾患のある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、妊娠中の方
- 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合

▶相談窓口 あきた帰国者・接触者相談センター（コールセンター ☎866・7050（24時間受付、☎895・9176（受付時間 午前9時～午後5時）

特別定額給付金相談窓口

国の緊急経済対策として、令和2年4月27日に本町の住民基本台帳に記録されている全町民に一律10万円を「特別定額給付金」として給付します。

特別定額給付金の申請書は、5月7日に各世帯に発送され、「3密」を回避する目的から、郵送による申請をお願いしています。5月末現在で全体の95%を超える申請があり、5月20日から給付を開始しています。

なお、申請締切日が令和2年8月11日(火)となりますので、申請漏れのないようご注意ください。

▶申請書発送状況 3961世帯

▶給付金支給日 5月20日、26日、6月2日(火)

12日(金)、19日(金)、26日(金)

※7月以降については、毎週金曜日を予定しています。

▶申請締切 令和2年8月11日(火)

▶お問い合わせ先 町新型コロナウイルス感染症対策本部（町総務課内緊急支援対策担当 ☎852・5332）

子育て特別給付金相談窓口

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国の緊急経済対策として、本年3月分を含み4月分の児童手当（本則給付）の支給を受けている方に、本年3月31日までに生まれた0歳児から本年3月に中学校を卒業した児童1人当たり1万円を支給します。

5月中旬に、町役場から給付金の案内チラシを郵送し、6月10日(火)に、児童手当を受給している口座等に給付金を振り込みます（公務員の方は、所属庁からの案内・証明の後、申請が必要です）。

▶お問い合わせ先 町健康福祉課 (☎852・5128)

県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金相談窓口

県の要請に応じて一定期間、施設の休業（飲食店等の食事提供施設の場合は営業時間の短縮を含む）に全面的にご協力いただいた事業者には協力金が支給されます。

▶支給金額 30万円（2施設以上ある事業者は60万円）

▶受付期間 6月15日(月)まで

▶お問い合わせ先 県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金相談コールセンター (☎860・5071)

▶受付時間 午前9時～午後5時

※土日・祝日を含む。

新型コロナウイルス感染症に関する不当な偏見、差別、いじめ等の被害に遭った方からの相談を受け付けています

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者やその他関係者などに対し、誤解や偏見に基づく差別を行うことは許されません。公的機関の提供する正しい情報を入手し、冷静な行動に努めましょう。

困った時は1人で悩まず、下記までご相談ください。

▶みんなの人権110番 ☎0570・003・110

（受付時間 午前8時30分～午後5時15分）

※土日・祝日を除く。

▶インターネット人権相談

http://www.jinken.go.jp

